

2026年7月1日

各位

株式会社山形銀行

「当座勘定規定」、「預金規定」、「代金取立規定」一部改定のお知らせ

平素は格別のご高配に預かり厚く御礼申し上げます。

このたび、「手形・小切手の振出期限の設定」に伴い事務取扱を変更いたします。つきましては、下記のとおり各種規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

改定後の規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に当行窓口または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

記

1. 実施日

2026年8月1日（土）

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（個人当座用）
- (3) 普通預金規定
- (4) 普通預金規定（通帳不発行口）
- (5) 貯蓄預金規定
- (6) 納税準備預金規定
- (7) 代金取立規定

3. 改定内容

- (1) 最終振出期限（実施日2026年9月30日）経過後における手形・小切手取扱いの明確化
- (2) 2027年4月1日以降を支払期日とする手形等の代金取立受付停止の明確化

【本件に関するお問い合わせ先】
事務統括部
023-634-7046
受付時間〈平日 9:00～17:00〉

以上



1. 「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(4) 〈省略〉</p>	<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>(2)～(4) 〈省略〉</p>
<p>第8条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2)～(3) 〈省略〉</p>	<p>第8条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(3) 〈省略〉</p>
<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3)～(4) 〈省略〉</p>	<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(4) 〈省略〉</p>
<p>第13条（手数料等の引落し）</p> <p>(1)～(2) 〈省略〉</p> <p>(3) <u>当行が別に定める時限以降に当座勘定に入れた資金（為替による振込金を含みます。）は、入金日における第2項の支払いには充当しません。</u></p>	<p>第13条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(2) 〈省略〉</p> <p>〈左記追加〉</p>
<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) 〈省略〉</p>	<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 〈省略〉</p>

1. 「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときはその持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</p> <p>(2) 〈省略〉</p>	<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときはその持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 〈省略〉</p>
<p>約束手形用法</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 〈右記削除〉</p>	<p>約束手形用法</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p>
<p>為替手形用法</p> <p>3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 〈右記削除〉</p>	<p>為替手形用法</p> <p>3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p>
<p>小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 〈右記削除〉</p>	<p>小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p>

2. 「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(4) 〈省略〉</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>(2)～(4) 〈省略〉</p>
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2)～(4) 〈省略〉</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4) 〈省略〉</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3)～(4) 〈省略〉</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(4) 〈省略〉</p>
<p>第12条</p> <p>(1)～(2) 〈省略〉</p> <p><u>(3) 当行が別に定める時限以降に当座勘定に入れた資金（為替による振込金を含みます。）は、入金日における第2項の支払いには充当しません。</u></p>	<p>第12条</p> <p>(1)～(2) 〈省略〉</p> <p>〈左記追加〉</p>

2. 「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) 〈省略〉</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 〈省略〉</p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときはその持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2)～(3) 〈省略〉</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときはその持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2)～(3) 〈省略〉</p>

3. 「普通預金規定」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>3.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5) 〈省略〉</p>	<p>3.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2)～(5) 〈省略〉</p>

4. 「普通預金規定（通帳不発行口）」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>4.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手は受入れません。</u></p> <p>（2）～（5） 〈省略〉</p>	<p>4.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>（2）～（5） 〈省略〉</p>

5. 「貯蓄預金規定」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手は受入れません。</u></p> <p>（2）～（5） 〈省略〉</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>（2）～（5） 〈省略〉</p>

6. 「納税準備預金規定」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手は受入れません。</u></p> <p>（2）～（5） 〈省略〉</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>（2）～（5） 〈省略〉</p>

7. 「代金取立規定」新旧対照表

改定後：追加・変更部分 改定前：削除・変更部分

改定後	改定前
<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p>	<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p>
<p>6. (取立代金の入金)</p> <p>(1) 手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に指定口座へ入金します。この場合、当該金額は、銀行間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。<u>2027年4月1日以降を期日とする手形等については、期日管理が必要な代金取立の受付は行いません。</u></p> <p>(2) 〈省略〉</p>	<p>6. (取立代金の入金)</p> <p>(1) 手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に指定口座へ入金します。この場合、当該金額は、銀行間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。</p> <p>(2) 〈省略〉</p>

以上